

令和 7 年度

定期監査報告書

松戸市監査委員

目 次

定期監査報告

1 市 民 部 -----	1
2 環 境 部 -----	5
3 経 済 振 興 部 -----	7
4 農 業 委 員 会 事 務 局 -----	9
5 文 化 ス ポ ー ツ 部 -----	11

松監第85号
令和8年2月5日

松 戸 市 長 松 戸 隆 政 様
松 戸 市 議 会 議 長 渋 谷 剛 士 様
松 戸 市 農 業 委 員 会 会 長 山 口 輝 雄 様

松戸市監査委員 加藤 広之
同 三好 徹
同 織原 幸
同 松尾 尚
(公印省略)

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査について、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

市 民 部

監査を実施した監査委員名	加 藤 広 之 三 好 徹 大 谷 茂 範 松 尾 尚
監査の種類	定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）
監査の期間	令和7年10月2日～令和7年11月18日
監査の対象課	市民部 市民自治課、市民安全課、市民課、 常盤平支所、小金支所、小金原支所、六実支所、 馬橋支所、新松戸支所、矢切支所、東松戸支所
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象期間 令和7年4月1日～令和7年8月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○ 共通項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 契約事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱いを伴う業務委託について <ul style="list-style-type: none"> ア 相手方の選定方法について イ 契約書の内容について ウ 再委託に係る事務手続について エ 契約相手方への監督体制について オ 履行確認について ○ 重要リスク項目 <ul style="list-style-type: none"> 長期継続契約について <ul style="list-style-type: none"> ア 締結について イ 契約手続について ウ 契約書の内容について エ 支出について オ 長期継続契約制度の活用について

1 監査の結果

・市民自治課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・市民安全課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・市民課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

住民基本台帳ネットワークシステム機器保守管理業務委託について

財務規則第143条第3項第1号に規定する履行保証保険証券の提出により契約保証金を免除しているが、契約書には契約保証に関する条項が記載されていなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※（3頁）

・常盤平支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・小金支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・小金原支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・六実支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・馬橋支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・新松戸支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・矢切支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・東松戸支所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

※ 松戸市財務規則第143条（契約保証金）

予算執行者は、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならない。

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、
契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

（1）契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

・市民課

（指摘の要旨）

諸証明手数料について

誤った歳入番号で収納しているものがあった。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。

（措置報告の概要）

現金払込票の記載間違いのないよう、原則どおり窓口用と郵送業務用でそれぞれの現金払込票を使用することで改善した。

「改善確認済」

（指摘の要旨）

住民基本台帳ネットワークシステム機器保守管理業務委託について

予定価格調書について、消費税及び地方消費税を含む金額を予定価格として記載すべきところを税抜きの金額を記載していた。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。

（措置報告の概要）

令和7年度の当該契約において見積要領の記載内容を変更し、予定価格調書には消費税及び地方消費税を加算した金額を記載したことで改善した。

「改善確認済」

（指摘の要旨）

戸籍附票システム改修業務委託について

財務規則第143条第3項第3号の規定により契約保証金を免除しているが、契約書には契約保証に関する条項が記載されていた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

（措置報告の概要）

令和7年度の財務規則第143条第3項第3号により契約保証金を免除する契約において、契約書の該当の条項を削除したことで改善した。

「改善確認済」

(要望・検討の要旨)

松戸市市民課窓口等業務委託について

監督職員選任通知が遅れていた。

既に通知は行っていたが、今後は適正な事務処理に努められたい。

(措置報告の概要)

令和7年度の当該契約において、契約後速やかに監督職員を通知したことで改善した。

「改善確認済」

・六実支所

(指摘の要旨)

六実支所・松戸市六実市民センター清掃等業務委託について

予定価格調書について、消費税及び地方消費税を含む金額を予定価格として記載すべきところを税抜きの金額を記載していた。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

令和7年度の当該契約において、消費税及び地方消費税を含む金額を予定価格として調書に記載したことで改善した。

「改善確認済」

・新松戸支所

(指摘の要旨)

松戸市新松戸市民センター消防用自家発電機設備保守点検業務委託について

仕様書は、適正な履行確保の観点から袋綴じ等により契約書と一体とするべきだが綴じ込まれていなかった。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

令和7年度の当該契約において、仕様書と契約書を一体として綴じ込むことで改善した。

「改善確認済」

環境部

監査を実施した監査委員名	加藤 広之 三好 徹 大谷 茂範 松尾 尚
監査の種類	定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）
監査の期間	令和7年10月2日～令和7年11月19日
監査の対象課	環境部 環境政策課、廃棄物対策課、清掃施設整備課、環境保全課、東部クリーンセンター、和名ヶ谷クリーンセンター
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	<p>○ 対象期間 令和7年4月1日～令和7年8月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。</p> <p>○ 共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 契約事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 <p>個人情報の取扱いを伴う業務委託について</p> <p>ア 相手方の選定方法について</p> <p>イ 契約書の内容について</p> <p>ウ 再委託に係る事務手続について</p> <p>エ 契約相手方への監督体制について</p> <p>オ 履行確認について</p> <p>○ 重要リスク項目</p> <p>長期継続契約について</p> <p>ア 締結について</p> <p>イ 契約手続について</p> <p>ウ 契約書の内容について</p> <p>エ 支出について</p> <p>オ 長期継続契約制度の活用について</p>

1 監査の結果

- ・環境政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・廃棄物対策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・清掃施設整備課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・環境保全課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・東部クリーンセンター

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・和名ヶ谷クリーンセンター

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

- ・環境保全課

(指摘の要旨)

狂犬病予防接種負担金収入について

財務規則第213条第3項により出納員に委任される事務は、別表第6に定めのある収納事務であるが、委任事項に追加されていなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

財務規則別表第6に、「狂犬病予防接種負担金の収納事務」を追加することで改善した。

「改善確認済」

経済振興部

監査を実施した監査委員名	加藤 広之 三好 徹 大谷 茂範 松尾 尚
監査の種類	定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）
監査の期間	令和7年10月2日～令和7年11月26日
監査の対象課	経済振興部 商工振興課、消費生活課、農政課、公営競技事務所
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	<p>○ 対象期間 令和7年4月1日～令和7年8月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。</p> <p>○ 共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 契約事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 個人情報の取扱いを伴う業務委託について <ul style="list-style-type: none"> ア 相手方の選定方法について イ 契約書の内容について ウ 再委託に係る事務手続について エ 契約相手方への監督体制について オ 履行確認について <p>○ 重要リスク項目</p> <p>長期継続契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 締結について イ 契約手続について ウ 契約書の内容について エ 支出について オ 長期継続契約制度の活用について

1 監査の結果

- ・商工振興課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・消費生活課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・農政課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・公営競技事務所

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

- ・公営競技事務所

(指摘の要旨)

資金前渡について

財務規則第77条で定める前渡資金整理簿が作成されていなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

令和6年度の資金前渡について、前渡資金整理簿を作成したことで改善した。

「改善確認済」

農業委員会事務局

監査を実施した監査委員名	三好 徹 大谷 茂範 松尾 尚	監査委員 加藤 広之は、監査対象期間中、農業委員会事務局長の職にあつたため、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。
監査の種類	定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）	
監査の期間	令和7年10月2日～令和7年11月26日	
監査の対象課	農業委員会事務局	
監査の方法	<p>監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。</p> <p>監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>	
監査の対象事項	<p>○ 対象期間 令和7年4月1日～令和7年8月31日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。</p> <p>○ 共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 契約事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 個人情報の取扱いを伴う業務委託について <ul style="list-style-type: none"> ア 相手方の選定方法について イ 契約書の内容について ウ 再委託に係る事務手続について エ 契約相手方への監督体制について オ 履行確認について <p>○ 重要リスク項目 委託料の随意契約について <ul style="list-style-type: none"> ア 設計書、仕様書について イ 随意契約理由、相手方の選定方法について ウ 契約書の内容について エ 委託内容の履行確認について オ 委託料の支出について </p>	

1 監査の結果

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

農業委員会事務局においては、前年度に指摘事項等はなかった。

文化スポーツ部

監査を実施した監査委員名	加藤 広之 三好 徹 大谷 茂範 松尾 尚
監査の種類	定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）
監査の期間	令和7年10月2日～令和7年11月26日
監査の対象課	文化スポーツ部 文化スポーツ政策課、文化にぎわい創造課、スポーツ振興課、国際推進課
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
	<p>○ 対象期間 令和6年9月1日～令和7年8月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。</p> <p>○ 共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 契約事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 個人情報の取扱いを伴う業務委託について <ul style="list-style-type: none"> ア 相手方の選定方法について イ 契約書の内容について ウ 再委託に係る事務手続について エ 契約相手方への監督体制について オ 履行確認について <p>○ 重要リスク項目</p> <p>長期継続契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 締結について イ 契約手続について ウ 契約書の内容について エ 支出について オ 長期継続契約制度の活用について

1 監査の結果

- ・文化スポーツ政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・文化にぎわい創造課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・スポーツ振興課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(要望・検討事項)

スポーツ施設の修繕について（令和6年度）

契約年月日が近接している同一施設の修繕について、1者見積による同一事業者への発注が複数認められた。

今後は、疑義が生じることがないよう経済性、効率性を十分考慮した発注方法を検討するよう要望する。

- ・国際推進課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

- ・スポーツ振興課

(指摘の要旨)

松戸市学校施設開放管理システム業務委託について

財務規則第143条第1項に規定する契約保証金を納付させる事務処理が遅れていた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

令和7年度の類似の契約において、速やかに契約保証金を納付させる事務処理を行い、改善した。

「改善確認済」

(指摘の要旨)

松戸運動公園内スケートボード場管理運営委託について

予定価格調書に押印がされていなかった。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

定期監査での指摘後に締結した別契約において、財務規則に則った予定価格調書を適切に作成し、改善した。

「改善確認済」

定期監査報告書（令和7年度分）

発行月 令和8年2月

編 集 松戸市根本387番地の5

松戸市監査委員事務局